

(はいほーま)

# 南大浜地区等における用途地域の変更に関する事前周知

2019年3月1日(金)から事前周知しております南(はい)大浜(ほーま)地区等における石垣都市計画用途地域などの変更について、関連条例が成立し、公布されたことから以下のとおり再周知いたします。

## 1. 周知期間

- ・2019年3月1日(金)から1年間

## 2. 都市計画の告示日(効力が発生する日)

2020年3月2日(月)

※用途地域の変更とあわせて、特別用途地区及び地区計画の変更も行います。

これについては、市議会での条例成立が前提となっていました。3月市議会にて条例が成立したため、2019年4月1日(月)に条例を公布いたしました。

条例の施行日(効力が発生する日)は用途地域などの効力が発生する日と同日の以下の日です。

- ・2020年3月2日(月)

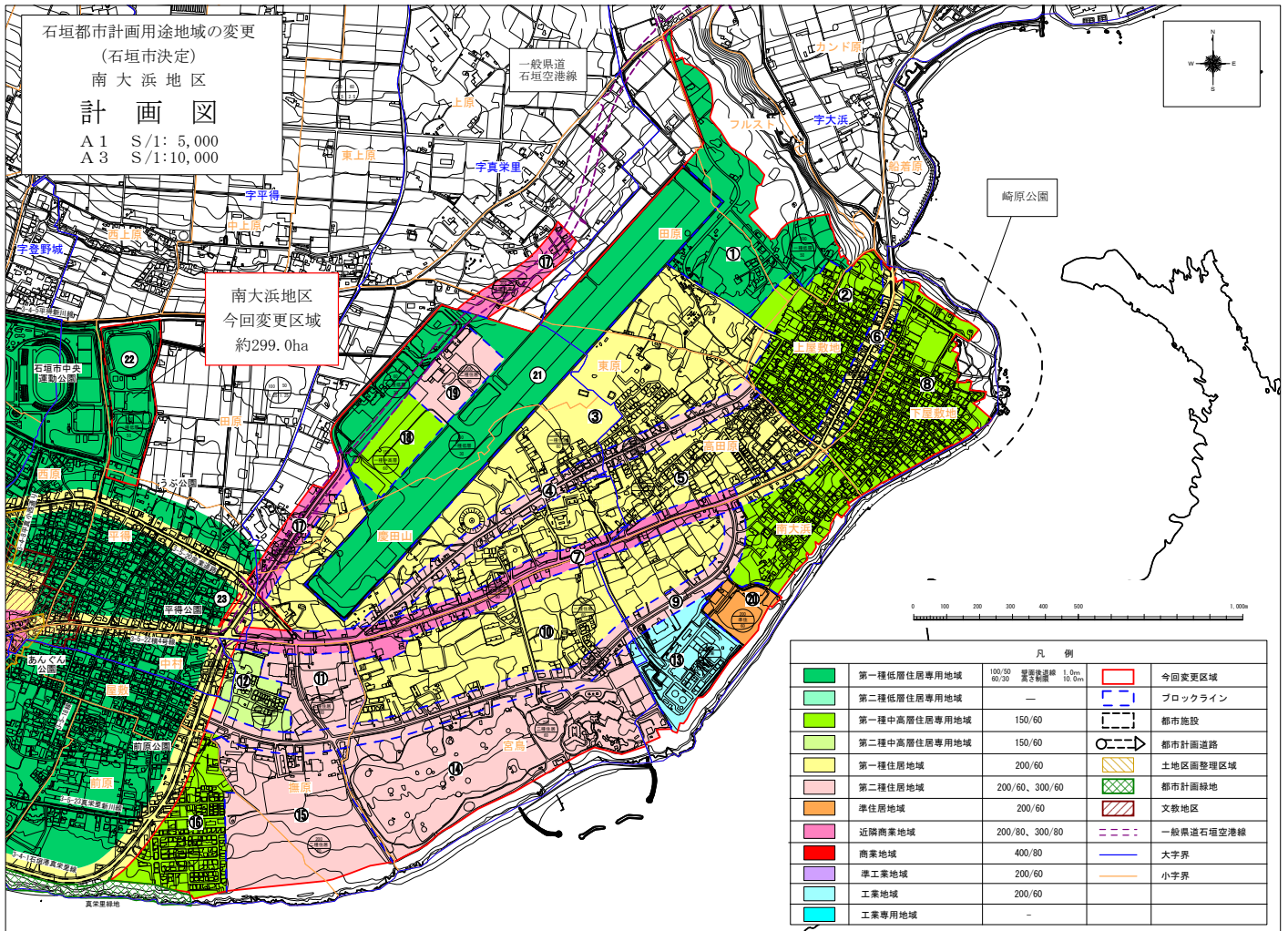
## ※石垣市からのお願い

将来のまちづくりのため、これから建物を建てる際は、今回の用途地域変更後の内容に合わせた建築計画にしてくださいと幸いです。ご協力をお願い致します。

詳細については、都市建設課HPでご確認いただくか都市建設課窓口までお問合せください。

【問合せ先】石垣市都市建設課 (TEL: 0980-83-4207)

## 【石垣都市計画用途地域の変更計画図】



※大きい図面については、都市建設課ホームページ又は都市建設課窓口で確認できます。